

新型コロナウイルスの感染防止に関する 授業実施ガイドライン（教職員）

生物資源産業学部長

生物資源学専攻長

長 宗 秀 明

■授業実施について

1. 遠隔授業

- ・感染防止の更なる徹底と3密（密閉・密集・密接）の回避に伴う教室不足に対応するため、「BCPレベル0」となるまでは原則遠隔授業のみとする。
- ・遠隔授業の実施にあたっては、直近に対面授業がある場合の学生の移動負担やネット環境等を考慮し、講義の録画配信（学内e-ラーニングシステム）等、担当教員が学生の事情に応じて対応する。
- ・学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）又は発熱等の風邪症状により遠隔授業を受講できる状況でなくなった場合は、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講（課題提出やオンデマンド等の代替措置等）を行う。
- ・大学の登校禁止等の措置により、受信環境が整っていないために遠隔授業を受講することができなくなった学生には、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講（課題提出やオンデマンド等の代替措置等）を行う。

2. 対面授業

本学の事業継続計画

【BCPレベル0】

- ・通常どおり実施できる。ただし、状況に応じては必要な感染対策を講じること。

【BCPレベル1】

- ・十分な感染対策を講じた上で、実施することができる。

【BCPレベル2】

- ・遠隔授業を推奨するが、学部長の判断により、対面授業を行うことができる。ただし、十分な感染対策を講じること。

【BCPレベル3A】

- ・原則自宅での遠隔授業を受講することとする。ただし、学部長の承認を受けた授業のみ対面で行うことができる。その場合十分な感染対策を講じること。

【BCPレベル3B～5】

- ・自宅での遠隔授業の受講のみとする。大学構内は立ち入り禁止のため、遠隔授業の受信環境が整っていない学生には、代替措置を講じること。

- ・教室不足に対応するため、「BCPO」となるまでは、対面授業を実施する場合は、予め別紙様式「対面授業実施申請書」を学務係へ提出し、学部長等の承認を得る。
- ・遠隔授業を予定していた授業（試験を含む）を対面授業に変更する場合は学務係へ別紙様式「対面授業実施申請書」を学務係へ提出し、学部長等の承認を得る。
- ・講義室の収容定員に対する受講生（実際に教室にいる学生数）の割合は、50%（できれば30%）以下とする。
- ・教員による飛沫の飛散による感染を防ぐため、席の最前列を空ける等、教員と学生との間隔を2メートル以上確保するとともに、授業中は適時マイクを活用し、学生が聴き取りやすいよう配慮する。
- ・授業開始前に、出席学生に以下のことを確認する。
 - ① 発熱やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか、講義棟入口のサーモグラフィーで発熱が感知されていないか。発熱がある場合は、キャンパスライフ健康支援センターで検温させる。発熱している場合は、授業実施ガイドラインに基づいて授業の出欠を判断する。だるさ又は味覚臭覚障害がある場合は、ただちに帰宅させる。
 - ② 飛沫防止対策（マスク等）をしていない者は原則出席を認めない。マスクがない場合は、学務係に簡易マスクをもらいに行かせる。
 - ③ 手指の洗浄、消毒を徹底させる。
 - ④ 授業中はマスクを必ず着用させる。
- ・上記①に当てはまる学生がいた場合や、学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）又は発熱等の風邪症状により授業を欠席した場合は、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講（課題提出やオンデマンド等の代替措置等）を行う。
- ・講義室（実験室、実習室等を含む）では密閉空間にならないよう、気候上可能な限り常時、2方向の窓又は扉を同時に開けて換気を行う。エアコン使用時においても、常時換気扇等を機動させるとともに以下のいずれかの方法に基づいて定期的に換気を行う。
 - ① 授業時間中に最低一回、10分間、対角線上の2カ所の窓を開け換気を行う。
 - ② エアコンをつけたまま、対角線上の隅の窓を10cm程度常時開け、風を通す。
 - ③ 窓が1つしかない場合は、窓のそばに扇風機を置いて風の流れをつくる。
- ・配付物は、できるだけweb配布（予め資料をダウンロードさせたPCを持参させる）とし、配付物を介しての感染を予防する。
- ・学生を向かい合わせで会話させることを避け、会話する際は前方2m以内に人がいないよう配慮する。グループワーク等においても、学生同士の会話を避け、一方向の伝達方式を実施すること。
- ・実験・実習を伴う授業では、教員、学生ともにマスクを着用するとともに、可能であれば、ディスプレイの手袋を着用する。また教員や学生の密着を避けるよう配慮すること。

- ・実験・実習の開始前後には、必ず速乾性消毒薬の使用又は手洗い等により、手指の消毒を行う。
- ・学外実習については、感染対策のため、内容の変更を行うことが適当なものは変更し、学生の健康観察や感染防御を徹底すること。

3. 学生が定期試験に出席できない場合の対応

- ・学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）又は発熱等の風邪症状等により定期試験等を欠席する場合は、事前に学務係へ連絡することにより追試対象とすること。

4. 学生生活上の指導

- ・各教員から以下のことを適時、指導してください。
 - ① 屋外で人と十分な距離（2 m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用すること。
 - ② 3密（密閉・密集・密室）が回避できないような空間に集団で集まることを避けること。
 - ③ 5人以上での飲食を伴う会合（飲み会やカラオケ、バーベキューなど）は自粛する。
 - ④ 喫煙場所での感染リスクが指摘されているので、注意すること。
 - ⑤ 授業終了後は、学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行うこと。
 - ⑥ 日頃からの十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定などの適切な健康管理を行うこと。
 - ⑦ 手指の消毒や咳エチケットの励行など、感染予防を徹底すること。
 - ⑧ 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応すること。

令和2年5月28日教務委員会決定

令和2年6月29日改訂

令和2年9月16日改訂

令和2年10月19日改訂

令和2年11月2日改訂